

第 7 6 号議案

ふじみ野市立文化施設条例

(設置)

第 1 条 市民の文化芸術の振興及び生涯学習に関する活動の推進並びに市民相互の交流の促進を図り、もって市民文化の発展に資するため、ふじみ野市立文化施設（以下「文化施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 文化施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
ふじみ野ステラ・イースト	ふじみ野市福岡一丁目 1 番 8 号

(業務)

第 3 条 文化施設は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 文化芸術に関する事業の実施及び鑑賞の機会の提供に関すること。
- (2) 生涯学習に関する事業の実施に関すること。
- (3) 文化芸術、生涯学習及び市民相互の交流に関する市民活動の支援及び奨励に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、文化施設の設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(休館日)

第 4 条 文化施設の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
  - (2) 1 月 1 日から同月 4 日まで及び 1 2 月 2 8 日から同月 3 1 日までの日
- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、文化施設の管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又は休館日に開館することができる。

(利用時間)

第 5 条 文化施設の利用時間は、午前 9 時から午後 1 0 時までとする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、利用時間を変更することができる。

(利用の許可)

第 6 条 文化施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第 7 条 市長は、文化施設の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を制限することができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 専ら営利を目的とした催し等を行うとき。
- (3) 文化施設を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が文化施設の利用を制限する必要がある

と認めるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 第6条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(許可の取消し等)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は文化施設の管理上特に必要があると認めるときは、許可に係る条件を変更し、若しくは文化施設の利用を停止し、又は許可を取り消すことができる。

(1) 利用許可の申請に偽りがあったとき。

(2) 許可の条件に違反したとき。

(3) 第15条の規定による遵守事項又は指示に違反したとき。

2 市長は、利用者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(使用料)

第10条 利用者は、第6条の許可を受けた際に別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の免除)

第11条 市長は、公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めるときは、前条に規定する使用料を免除することができる。

(使用料の還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復の義務)

第13条 利用者は、文化施設の利用が終わったときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。第7条の規定により利用を制限され、又は第9条第1項の規定により利用を停止され、若しくは許可を取り消された場合も同様とする。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に復し、これに要した経費は、当該利用者の負担とする。

(損害賠償)

第14条 利用者は、故意又は過失により文化施設を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(遵守事項及び指示)

第15条 市長は、利用者の遵守事項を定めるとともに、管理上必要があると認めるときは、当該利用者に対し、その都度必要な指示をすることができる。

(その他)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、

市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第6条の規定による利用の許可に関し必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(ふじみ野市立コミュニティセンター条例及びふじみ野市立勤労福祉センター条例の廃止)

3 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) ふじみ野市立コミュニティセンター条例（平成17年ふじみ野市条例第119号）

(2) ふじみ野市立勤労福祉センター条例（平成17年ふじみ野市条例第121号）

別表（第10条関係）

1 多目的棟

時間 施設名	午前9時から午前11時まで	午前11時から午後1時まで	午後1時30分から午後3時30分まで	午後3時30分から午後5時30分まで	午後6時から午後8時まで	午後8時から午後10時まで
ミーティングルームA	円 250	円 250	円 250	円 250	円 250	円 250
ミーティングルームB	250	250	250	250	250	250
ミーティングルームC	250	250	250	250	250	250
ダンススタジオ兼ミーティングルームD	300	300	300	300	300	300
スタディルーム	250	250	250	250	250	250
多目的ルームA	250	250	250	250	250	250
多目的ルームB	250	250	250	250	250	250
DIYルーム	400	400	400	400	400	400
キッチンスタジオ	400	400	400	400	400	400
音楽スタジオA	400	400	400	400	400	400

音楽スタジオB	200	200	200	200	200	200
和室1	150	150	150	150	150	150
和室2	150	150	150	150	150	150
和室3	150	150	150	150	150	150

## 2 ホール棟

施設名		時間			
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
ホール	平日	円 9,000	円 13,600	円 17,600	円 36,100
	日曜日、 土曜日及 び休日	12,000	17,600	22,800	47,100
集会室		600	800	1,000	2,400

### 備考

- 「平日」とは月曜日から金曜日までの日のうち休日を除く日をいい、「休日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。
- 障害者手帳の交付を受けている者及びその介助者（1人に限る。）又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体が利用する場合の使用料は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とする。
- ふじみ野市に住所を有し、通勤し、若しくは通学している者又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体以外のものが利用する場合の使用料は、この表の金額に2を乗じて得た額とする。
- ホールの利用者が1人当たり1,000円以上の入場料（入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。）を徴収する場合のホールの使用料は、この表の金額に1.5を乗じて得た額とする。
- ホールの利用者が利用に供する準備又は練習のためホールを利用する場合の使用料は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とする。
- ホールの利用者が時間延長をした場合の1時間当たりのホールの使用料は、当該区分の使用料（当該区分の使用料に備考2から備考5までの規定の適用があるときは、その適用後の額）の1時間当たりの金額に1.3を乗じて得た額とする。ただし、当該延長は、1時間を限度とし、1時間未

満は、これを1時間とする。

7 利用者が連続して複数の時間区分において施設を利用する場合は、各時間区分の間の時間も当該施設を利用することができるものとし、当該時間については、使用料を徴収しない。

8 やむを得ない理由によりあらかじめ許可された利用時間を超える場合の使用料（ホールを除く。）は、その超える時間1時間につき、当該1時間当たりの額とする。ただし、超過時間が1時間未満の端数は、これを1時間とする。

9 使用料の合計額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。

令和2年8月31日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

#### 提案理由

市民文化の発展に資するため、ふじみ野市立文化施設条例を制定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。